

令和6年度若年技能者人材育成支援等事業 実施計画

○事業の実施に係る具体的内容

実施要領	実施計画の内容
<p>1 地域における技能振興事業の実施</p> <p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p>	<p>技能五輪全国大会実施職種を踏まえ、業界団体を通じて23歳未満かつ技能検定2級合格者又は受検予定者に大会への参加を働きかける。</p> <p>大会参加が見込める職種（美容職種等）について、業界団体等への広報、予選参加への案内を行い、参加の意向があった場合、令和6年4月を目途に予選会を、技能振興コーナー独自に実施する。</p> <p>実施予定職種：美容3名</p> <p>技能五輪全国大会の選手及び指導者（各2名程度）、若年者ものづくり競技大会の選手及び指導者について、旅費・道具の運搬費などの支援を実施する。</p>
<p>(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p>	<p>令和6年度の卓越した技能者の被表彰者に対し、取材を行い、技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行う。</p>
<p>2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等</p> <p>(1) ものづくりマイスターの開拓</p>	<p>企業・業界団体への訪問等により、ものづくりマイスター候補者の情報収集（掘り起こし）を行う。</p> <p>職種については、派遣ニーズが多い職種や認定者がいない職種を中心に開拓する。1級技能検定受検者の多い企業等を積極的に訪問する。</p> <p>また、過去3年間に活動実績のないものづくりマイスターには活動の意思を確認し、活動意思のないときには登録解除の手続きを行う。</p>

<p>(2) ものづくりマイスターに対する研修</p> <p>ア 研修の開催頻度や時期</p> <p>イ 研修内容</p> <p>ウ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加</p>	<p>ものづくりマイスター新規認定者を中心に、指導技法等講習を実施し、制度の趣旨、実技指導やものづくりの魅力発信等の重要性を説明する。</p> <p>センターが準備する指導技法等講習のテキストを基に、実技指導の進め方や、個人情報保護、セクハラ・パワハラ防止といった一般事項、実績報告書の書き方などの講習を実施し、高い指導力を持って実技指導に臨めるよう支援する。</p> <p>センター主催「事例発表・意見交換会」の案内が届いた場合には、該当職種のマイスターに対し、参加の勧奨を行う。</p>
<p>3 ものづくりマイスターの活用に係る業務</p> <p>(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p>	<p>過去の技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る指導者の紹介・訓練施設のコーディネート等の援助を行う。</p> <p>このため、各学校や中小企業、ものづくりマイスターと事業実施に向けた連絡調整業務や、必要と思われるものづくりマイスターの掘り起こしを行う。</p>
<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p> <p>ア 派遣対象企業等・指導対象者</p> <p>① 中小企業</p> <p>② 業界団体</p>	<p>製造業及び建設業の中小企業（中小企業法基本法第2条第1項に規定する中小企業）及び業界団体、将来ものづくり分野に就職することが見込まれる生徒が所属する工業高校等へものづくりマイスターを派遣する。</p> <p>また、公共施設やショッピングモール等において、ものづくりの体験や、仕事の内容説明等を組み合わせたイベントを実施する。</p> <p>①②中小企業・業界団体への実技指導</p> <p>実技指導を行う上では、中小企業の人材育成・訓練計画等を踏まえ、必要があれば提言を行い、当該企業等の若年技能者に対して、最適なものづくりマイスターを選定し、ニーズに応じた実技指導を行う。（効果的な派遣に向けての事前打ち合わせを含む。）</p> <p>訓練・指導に必要な汎用機器等の設備は、訓練の要望のある企業で確保することを原則とするが、訓練施設が確</p>

<p>③ 工業高校等学校及び専修学校・各種学校</p>	<p>保できない場合は当方が公共職業能力開発施設等で実施できるようにコーディネートし、多数の若年技能者が受講できるようにするなど円滑な運営を図る。</p> <p>【目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事例数：5回 2. 期間：3日間程度（1日当たり3時間） 3. 受講者数：1回につき2名程度 4. 延べ日数（人日）【ものづくりマイスターの活動数】5回×3日×2名程度＝約30人日程度 <p>③工業高校及び専修学校・各種学校への実技指導</p> <p>ものづくりマイスターを工業高校等に派遣し、各学校のニーズに応じて、技能競技大会課題・技能検定試験問題をベースとした実技指導を行うことにより、技能五輪や技能検定への動機付けに繋がるとともに、「ものづくり」の意義と産業界での技能者の重要性やその「人材」としての就労意識の高揚を図る。（効果的な派遣に向けての事前打ち合わせを含む。）</p> <p>【目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事例数：20回 2. 期間：約10日間（1日当たり3時間） 3. 受講者数：1回につき6～7名程度 4. 延べ日数（人日）【ものづくりマイスターの活動数】15回×10日×6～7名程度＝約1,030人日
<p>④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等</p>	<p>④公民館・集会所、学校体育館等の公共施設やショッピングモール等民間施設のイベントエリア等への派遣</p> <p>イベントエリア等で不特定多数を対象にしたイベントを企画し、ものづくりマイスターを派遣することにより、技能の重要性や必要性について県民の理解を深め、技能尊重気運の醸成を図る。</p> <p>【目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職種：10職種程度 2. 期間：令和6年4月～令和7年2月 3. 受講者数：1職種につき30名程度 4. 予定職種：印章彫刻、広告美術仕上げ、左官、表装、造園、畳製作、帆布製品製造、建築板金、紳士服製造、和裁、タイル張り、菓子製造、建築大工、電気機器組立て等 5. 【ものづくりマイスターの活動数】

	10職種×30名=300人日
<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <p>ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施</p> <p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>ア 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 地域若者サポートステーションから要請があった場合は、実施に向けての検討を行い、支援対象者に、ものづくりマイスターの派遣によるものづくり体験等を行う。(効果的な派遣に向けての事前打ち合わせを含む。)</p> <p>【目標】</p> <p>1. 事例数：2回 2. 期間：令和6年4月～令和7年2月 3. 受講者数：1回につき5名程度 4. 延べ日数(人日)【ものづくりマイスターの活動数】5名程度×2回=10人日</p> <p>イ 小中学校等の授業等へ児童・生徒を対象として「ものづくりの魅力」講座等の開催 小学校、中学校や教育機関関係者にPRするとともに、希望を受け、学校の授業等にもものづくりマイスターを派遣し、「ものづくりの魅力」を発信する講座・実演・体験教室を開催する。(効果的な派遣に向けての事前打ち合わせを含む。)</p> <p>【目標】</p> <p>1. 事例数：62回(クラス) 2. 期間：3時間 3. 受講者数：1事例(クラス)につき15名程度 4. 延べ日数(人日)【ものづくりマイスターの活動数】62回(クラス)×15名程度=約930人日</p>
<p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p>	<p>熟練技能者等による派遣指導にも一定の希望があることから、積極的にPRを行い、派遣し、「ものづくりの魅力」発信事業を実施する。</p>
<p>4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営</p> <p>(1) 連携会議の設置</p>	<p>地方公共団体、労働局、労使団体等をメンバーとする連携会議を設置する。</p>
<p>(2) 連携会議の開催回数</p>	<p>連携会議は年2回以上実施する。1回目は年度当初、2回目は年度中に実施する。</p>

○目標

1 成果目標	
(1) ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度	90%以上
(2) ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした受講生の割合	90%以上
(3) ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合	90%以上
2 活動目標	
ものづくりマイスターの新規認定数	4名以上
ものづくりマイスターの活動数	2,300人以上